町田市消防団消防ポンプ車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年(2017年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 専決処分書

町田市消防団消防ポンプ車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年(2017年)10月6日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

町田市消防団消防ポンプ車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

1 事故発生年月日 2017年8月19日

2 事故発生場所 町田市成瀬台三丁目1番先

3 事 故 の 概 要 火災現場活動中に、町田市消防団の消防ポンプ車両が駐車場 に停車していた一般車両に接触し、バンパー等を破損させた

もの

4 事故の種別 物損事故

5 被害者の住所

6 被害者の氏名

7 損害賠償の額 509,885円